

第7号議案

件名	栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
提案理由等	「教育職員免許法施行規則」等の一部改正に伴い、「栃木県教育職員免許状に関する規則」について所要の改正をしようとするものである。

一 規則改正の趣旨

教員免許状を所持する者が、取得しようとする学校種における在職年数に応じた単位軽減がされるという制度の導入に伴い、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部科学省令第二十六号）が一部改正されたことから、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部について所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

取得しようとする学校種の在職年数に応じた単位の軽減を行うことから、単位修得の別表を追加すること。

三 施行期日等

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第二のとおりとする。

第二十一条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2（第20条関係）

1 小学校の部（二種免許状の授与）

(1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

科目	在職年数			1
	各教科の指導法	7		
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	1		2
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目			
最低修得単位数				10

(2) 中学校教諭普通免許状を有する者

科目	在職年数			1
	各教科の指導法	7		
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	2		9
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目			
最低修得単位数				9

2 中学校の部（二種免許状の授与）

(1) 小学校教諭普通免許状を有する者

科目	在職年数			1	2
	各教科の指導法	7			
教科に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	2		2	5
	各教科の指導法				
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	2		2	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目				
最低修得単位数				11	8

(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者

在職年数				1
------	--	--	--	---

科目				
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1	
		道徳の指導法	1	
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		1	
教科又は教職に関する科目				3
最低修得単位数				6

3 高等学校の部（一種免許状の授与）

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者

科目	教職に関する科目	在職年数		1
		教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目			2
教科又は教職に関する科目				6
最低修得単位数				9

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（教職員課）

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行 規 則
<p>（単位の修得方法） 第二十条 略 2 施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第二のとおりとす。 3 前二項に定めるもののほか、単位の修得方法に關し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の教科） 第二十一条 施行法第二条第二項の規定により教育委員会規則で定める教科は、別表第三のとおりとす。</p>	<p>（単位の修得方法） 第二十条 略 2 前項に定めるもののほか、単位の修得方法に關し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の教科） 第二十一条 施行法第二条第二項の規定により教育委員会規則で定める教科は、別表第二のとおりとす。</p>

改 正 案 現 行 規 則

別表第1（第20条関係） 略

別表第2（第20条関係）

- 1 小学校の部（二種免許状の授与）
 (1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

			在職年数	1
科目				
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法		7
		道徳の指導法		1
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			2
最低修得単位数				10

- (2) 中学校教諭普通免許状を有する者

			在職年数	1
科目				
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法		7
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2
最低修得単位数				9

- 2 中学校の部（二種免許状の授与）
 (1) 小学校教諭普通免許状を有する者

			在職年数	1	2
科目					
教科に関する科目				7	5
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法		2	1
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2	2
最低修得単位数				11	8

- (2) 高等学校教諭普通免許状を有する者

			在職年数	1
科目				
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法		1
		道徳の指導法		1

別表第1（第20条関係） 略

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1
教科又は教職に関する科目	3
最低修得単位数	6

3 高等学校の部（一種免許状の授与）
 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者

科目	在職年数	1
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2
教科又は教職に関する科目		6
最低修得単位数		9

別表第3（第21条関係） 略

別表第2（第21条関係） 略